

平成31年4月12日
滋賀運輸支局
検査整備保安部門

平成31年5月1日以降の自動車重量税について

(お知らせ)

標記について、平成30年度税制改正により、5月1日以降に継続検査等を受けた場合にエコカー減免が適用されず、自動車税額が4月更新時とでは異なるケースがありますのでお知らせします。

なお、詳細については国土交通省ホームページをご確認ください。

また、国土交通省ホームページでは『次回重量税照会サービス』を開設していますので、併せてご活用頂きたいと存じます。

○国土交通省ホームページ

『自動車関係税制について』

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html

○国土交通省ホームページ

『次回重量税照会サービス』

<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web>

◎4月1日より平成31年度税制改正に対応